

平成23年(少コ)第3号 敷金返還請求事件

決 定

大分県速見郡

原 告

福岡市博多区

被 告

同代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は原告に対し、本件敷金返還債務として金(13万0505円)の支払義務があることを認める。
- 2 被告は原告に対し、前項の金員を、平成23年8月31日限り、原告名義の
銀行の普通預金口座(口座)に振り込んで支払う。
- 3 被告が前項の支払いを怠ったときは、被告は原告に対し、第1項の金員から既払額を控除した残金及びこれに対する平成23年3月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を一時に支払う。
- 4 原告はその余の請求を放棄する。
- 5 当事者双方は、本件に関し、この条項に定めるほか、他に債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

原告と被告間の平成16年4月6日付け建物賃貸借契約(物件102号室)に際し、原告が被告に交付した敷金18万円のうち、未返還の16万0505円とこれに対する遅延損害金の支払請求

第2 理由